

平成 30 年 09 月 14 日

みちびきを利用した実証実験  
公募要領

1. 目的

準天頂衛星システム「みちびき」の4機体制による本格運用を間近に控え、みちびきを活用したビジネスやサービスなど、みちびきを利用する環境が徐々に準備されているところですが、より多くの人々にみちびきを利用していただくためには、さらなる市場の拡大や新たな分野での活用が必要となります。

内閣府及び準天頂衛星システムサービス株式会社（以下「主催者」という）は、みちびきの新たな活用を考えている企業を後押しするために、みちびきの利用が期待される新たなサービスや技術の実用化に向けた実証実験を日本国内・海外で実施する企業等を募集します。本公募の結果、優秀な提案には実証実験の支援を行うこととし、また、みちびきの活用事例とみちびきを利用した効果を多くの方々に知っていただくため、公開可能な実証実験は公開の場の提供と実施の支援を行います。

2. スキーム

本公募は、広く企画の提案を求める「企画競争」として、みちびきを利用した実証実験の提案を募集するものです。

所定の選定手続き（有識者などによる審査）を経て、対象となる実証実験が選定された後、実証実験の実施主体の代表者は、本公募事業の事務局を務める一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下「JSF」という）と委託契約を締結し、国によるプロジェクトとして、実証実験を実施いただき、その結果を JSF に提出していただきます。

3. 応募条件

(1) 応募要件

応募する実証実験の内容について以下の条件を満たすことが必要です。

- ・みちびきのサブメータ級測位補強サービス、センチメータ級測位補強サービス、災害・危機管理通報サービス、衛星安否確認サービス、衛星測位サービスを用いた実証実験であること。
- ・みちびきのサービスを用いた先進的な実証実験であること。
- ・社会実装やビジネスを見据えた実証実験であること。

(2) 実証実験の実施主体

日本の法令に基づいて設立された企業、又は企業より委託を受けてみちびきの利用を検討している研究機関。複数の企業や研究機関による応募も可能です。

※国や自治体が募集する公募や補助金等の公的な支援を既に受けている案件と重複して応募することはできません。

## 【留意事項】

■反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便宜の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に關与している事実がある者は、応募することができません。

■上記に拘らず、主催者が不適切と認めた応募者については、応募資格取り消しとさせていただきます。

## 4. 応募期間

平成30年9月14日（金）～10月12日（金）17：00

## 5. 応募方法

みちびき WEB サイトに掲載している、以下の提出書類をダウンロードし、全ての項目を日本語で記入して以下の電子メールアドレスまでご送付ください。

### <提出書類一覧>

No	書式	書類名称	備考
1	指定	「みちびきを利用した実証実験」公募提案書	1部
2	指定	予算計画書	1部
3	指定	同意書	1部

※注意：他の書式での提出や他の方法で事務局にお送りいただいても無効となりますのでご注意ください

※電子ファイルは10メガバイト以下に収まるようにしてください。

### <提案書送付先>

一般財団法人日本宇宙フォーラム「みちびきを利用した実証実験公募」事務局（担当・中浦／大西）

E-mail：qzss.contest@jsforum.or.jp

### <応募締切>

10月12日（金）17：00（必着）

## 6. 実施期間

平成30年契約締結次第（11月中旬以降～）～平成31年3月29日（金）

※実施期間は、契約で定める日から平成31年3月29日までとします。なお、契約に際し、事業内容や清算手続きとの関係で実施期間について調整することがあります。

## 7. 実施場所

日本国内・海外

## 8. 採択予定件数と委託金額

5～10 件程度を採択（内訳は以下のとおり予定）

- ・ 1 件あたりの委託金額上限を 1 0 0 0 万円（税込）程度とする案件を数件
- ・ 1 件あたりの委託金額上限を 5 0 0 万円（税込）程度とする案件を数件

※1 件あたりの委託金額については、応募状況により変更します。

※ 実証実験に計上できる経費は、実証実験の契約締結日以降に発注し、実証実験完了日までに支出が発生するものが対象です。

※ 実証実験の経費については以下の通りとします。

- ・ 人件費、事業費（データ購入、機材購入、旅費等）、一般管理費を計上できます。
- ・ 外注費は原則として経費総額の 5 割未満とします。
- ・ 実証実験を実施したことに対する利益の計上は認められません。

### <計上可能な経費>

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	実証実験に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	データ購入費	実証実験で使用する衛星データ等購入費
	機材購入費	実証実験で使用する機材（観測機器、ドローン等）等の購入費
	機材リース費	実証実験で使用する機材（観測機器、ドローン等）等のリース費
	旅費	実証実験を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	実証実験を行うために必要な会議、ワークショップ等に要する経費（会場借料、飲料等（但し、飲食に係る経費は対象外）等）
	謝金	実証実験を行うために必要な謝金（会議・ワークショップ等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価）
	消耗品費	実証実験を行うために必要な物品であって備品等に属さないもの（但し、当該実証実験のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する費用
	補助員人件費	実証実験を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

	外注費※	受託者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者を外注するための経費（請負契約）
	再委託費	発注者との取り決めにおいて、受託者が当該実証実験の一部を他社に行わせるために必要な経費（委託契約）
	その他諸経費	実証実験を行うために必要な経費のうち、当該実証実験のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれかの区分にも属さないもの ー通信運搬費（郵便料、運送代等） ー翻訳通訳 等
一般管理費	一般管理費	実証実験を行うために必要な経費であって、当該実証実験に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づき一定割合（原則 10%以内）の支払を認められた間接経費。

※ 外注費は、原則として委託費総額の 5 割未満とします。

#### 経費支出上の注意

人件費	・ 地方公共団体及び関連機関、政府関連機関など公的機関の場合、計上できません。
謝金	・ 実証実験実施主体内部のメンバーへの支出は認められません。
消費税	・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するかを確認します。

#### <留意事項>

- ・ 実証実験の実施主体は、実証実験終了後に JSF に対して、実証実験の実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費とは明確に区分した形で会計報告を行う必要があります。また、成果等をとりまとめた実績報告書を提出いただきます。
- ・ 同一申請者から複数の実証実験に申請することも可能です。
- ・ 応募は実施主体の代表者が行ってください。

#### 9. 審査方法・審査基準

第一次審査として書類審査を行います。書類審査を通過した提案は、都内にて実施する最終プレゼン審査へ出席いただきます。最終プレゼン審査に出席するための交通費等は応募者自己負担となります。

以下の基準に則って、内閣府が審査のうえ決定します。審査にあたり提出いただいた資料の内容について応募者に問い合わせする場合があります。

	審査項目	審査基準
1	新規性・先進性	既に他者により実施された内容や、衛星測位が多く利用されている分野では無く、新規性や先進性の高い内容か。
2	事業化の実現性・将来性	十分な収益が得られるか、収益の得られる市場規模など事業として成立するか、又、将来に発展が見込まれるか、他分野への展開が見込まれるか。
3	実現性	実験の規模、実施場所など実現可能な実験か。
4	期待される成果と事業化への展開	実施した実験の結果から得られる成果と事業化への展開の関係性と重要性。

#### 10. 審査結果の公表

選定結果はみちびき WEB サイトで公開します。

<選定結果発表時期>

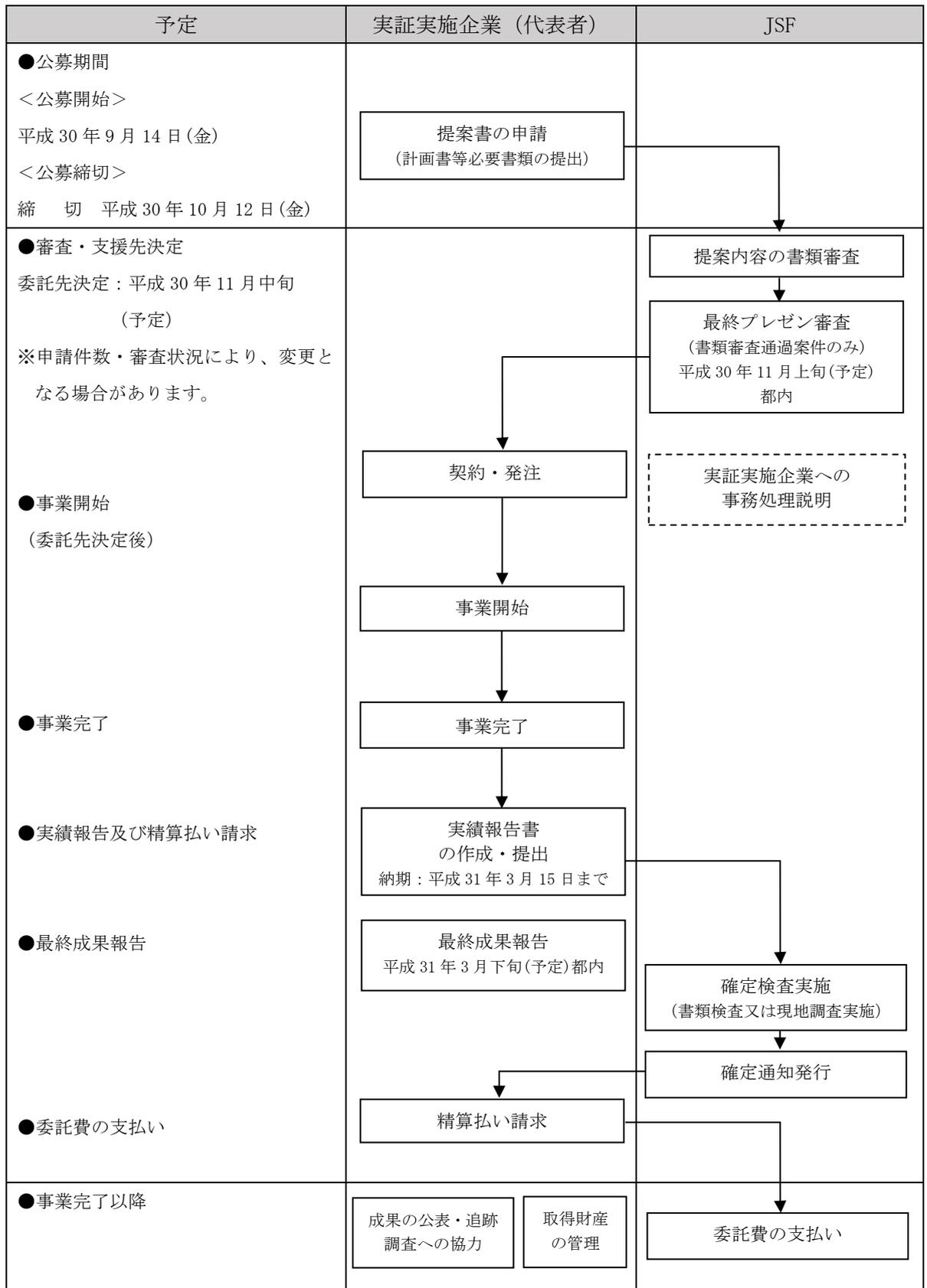
平成 30 年 11 月中旬

#### 11. 実証実験の実施について

実証実験の実施、及び支援については以下の通りとなります。

- 実証実験の支援内容は受託者と主催者で協議して決定します。
- 実証実験は実施期間中に実施して頂きます。
- 実証実験の計画書をご提出していただきます。又、ご提出頂いた計画書に基づき準備の経過や実験の実施状況を定期的に確認させていただきます。尚、計画書の記載事項は主催者との協議して決定します。
- 実証実験終了後に報告書の提出と報告会を実施して頂きます。
- 支援資金は実際の費用に対しお支払しますので、費用の明細はご提出して頂きます。
- 実証実験を公開する場合の公開日程および回数は、受託者と主催者で協議して決定します。

1 2 . 全体スケジュール



### 1 3. 提案に関する権利、その他

#### <応募された提案に関する知的財産権 >

応募された提案に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属します。

応募者は、主催者にこれらの権利を非独占的に許諾し、主催者がみちびき利用提案書を利用することを同意するものとします。但し、応募者により秘匿保持の必要がある内容については、応募者により主催者による第三者への開示や公開を制限できるものとします。

応募された提案は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限り、万一、応募提案が第三者の権利を侵害している場合又は侵害するおそれがあると主催者が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含みます）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがあります。

### 1 4. 事業開始～委託費の支払い

#### <事業の開始>

実証実施企業は、JSF から委託先決定通知の後、委託事業の開始（設計・設備などの発注、契約等）にあたっては、以下の点に留意してください。また、不明な点があれば、必ず JSF の担当者へ連絡してください。

- ① 発注日、契約日は、JSF の委託先決定日以降であること。
- ② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に実施された設計、設備購入等については、当該年度中（または、委託事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

#### <計画変更等>

実証実施企業は、提案申請時の事業の内容を変更、委託事業経費の区分ごとに配分された額の変更、委託事業の中止・廃止等をしようとする時は、事前に JSF の承認を受ける必要があります。

委託対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 10%以内で変更する場合は、JSF の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないので、原則として JSF の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により委託対象経費が増額となる場合であっても、委託金額の増額は原則認められません。

#### <申請の取下げ>

採択後、実証実施企業の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

#### <事業実施>

事業実施期間中に、JSF 又は主催者から進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

### <事業の完了>

当該年度の委託事業は、実証実験の実施及び実証実施企業における支出義務額（委託対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）を持って事業の完了とします。

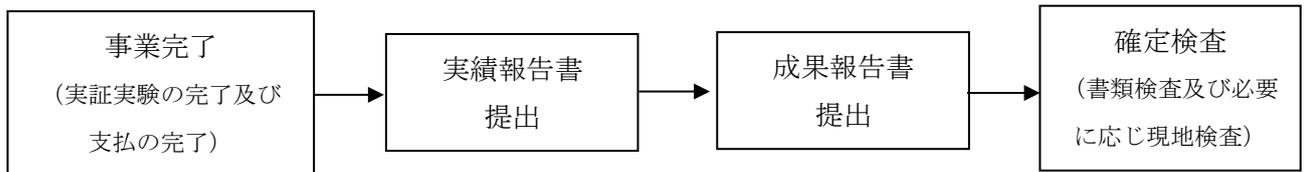
また、実証実施企業から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

### <完了報告>

実証実施企業は、当該年度の委託事業が完了した場合は、平成 31 年 3 月 15 日までに実績報告書を提出してください。また、別途 JSF が指定する日までに成果報告書\*を提出してください。

- ※ 成果報告書は、概要版（指定書式）と詳細版（自由書式）を提出いただきます。成果報告書概要版は公開可能なものとし、詳細版には、指定された項目に基づき「実証実験の実施結果」として、実証実験の具体的な取組内容、効果検証の手法、得られた成果がもたらす社会的な効果、今後の展開予定、データ利用上の課題、新たな利用ニーズ等々得られた成果について A4 サイズ縦 20 枚程度に記載してください。

### <完了報告の流れ>



### <提出書類一覧>

No.	書式	書類名称	備考
4	指定	実績報告書	・ Word
5	指定	成果報告書（概要版） 【公開】	・ Word、A4 サイズ縦 1 枚 ・ 専用 HP やシンポジウムでの公開が前提。プロジェクトの内容によって、記載項目を変更する可能性があります。
6	自由*	成果報告書（詳細版） 【公開・開示制限可能】	・ Word、A4 サイズ縦 20 枚程度 ※ 指定する項目に沿って作成してください。

### <完了報告書類の提出期限>

No.	書類名称	提出期限
4	実績報告書	平成31年3月15日
5, 6	成果報告書（概要版及び詳細版）	別途 JSF が指定

## 15. 委託金額の確定及び委託費の支払い

### <委託金額の確定>

JSF は、実証実施企業からの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めるときは支払うべき委託費の額を確定し、実証実施企業に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって実証実施企業に用意していただく書類は別途お知らせします。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。

### <利益排除について>

委託事業において、委託対象経費の中に実証実施企業からの自社製品の調達がある場合、委託対象事業の実績額の中に実証実施企業の利益等相当分が含まれることは、委託費支払いの目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記の通り取り扱います。

#### ① 利益等排除の対象となる調達先

実証実施企業自身の場合、利益等排除の対象とします。

#### ② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって委託対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例) 売上原価/売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。

	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	利益排除
特命発注の場合	利益排除必要なし (事由書をもって判断)	利益排除	利益排除

### <委託費の支払い>

実証実施企業は、JSF の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、委託費の支払いを受けることとなります。

#### <財産管理>

実証実施企業は、委託事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、委託事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、委託費の支払いの目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、JSF が別に定める期間中に取得財産等を処分（委託費の支払いの目的（委託費支払い申請書に記載された委託事業の目的及び内容）に反して使用し（自主事業等当該委託事業以外の目的に使用する等）、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ JSF の承認を受ける必要があります。

従って、実証実施企業において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### <委託費の返還、取消、罰則等>

万一、当該公募要領に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 支払い決定の取消及び委託費の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間委託費等の全部または一部の支払い決定を行わないこと。
- ・ JSF の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JSF に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ・ 実証実施企業等の名称及び不正の内容の公表。

## 16. その他

#### <結果の公表について>

JSF は、委託先となる実証実施企業が採択された後に、申請件数及び採択件数、実証実施企業、事業名等をみちびき WEB サイト等で公表します。また、成果報告書に基づき、実証結果についてもみちびき WEB サイト等で公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

#### <事業終了後の報告について>

本事業終了後5年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JSF 又は主催者から求められる場合があります。

<秘密の保持>

提出された申請書は、実証実施企業の選定のみを使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、実施計画書の内容（公開することを明示している部分）に関しては、事前告知を行わず、国又は JSF から公表される場合があります。

取得した個人情報については、提案プロジェクトの実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

<お問合せ先>

本公募要領に関するお問合せは、原則的に所属・氏名・質問事項を記載の上、電子メールでご連絡ください。簡単なお問合せについては電話でも受け付けますが、場合によっては文書での送付をお願いする場合があります。

■一般財団法人日本宇宙フォーラム「みちびきを利用した実証実験公募」事務局（担当・中浦／大西）

E-mail : qzss.contest@jsforum.or.jp

TEL : 03-6206-4902

以上